

※この資料は意見募集時点の方針案です。実際の募集内容は変更となる場合があります。

長坂緑地民官連携活動団体募集方針（案）

1 概 要

長坂緑地（令和4年3月都市公園公告）のうち里山的環境が存する一部エリア（以下「民官連携里山エリア」という）を、民間主体で再生・保全し、市民にとって自然と触れ合うことのできる場として活用していくために、令和5年度からの活動団体を令和4年9月～10月に募集します。

2 目 的

生物多様性の確保を目的として、谷戸田を中心とした里山的環境を、民間団体・企業・行政が役割分担しながら民官連携で再生・保全・活用することで、行政としてのコストを低減しながらも、多くの市民の皆様に自然と触れ合う場と機会を提供します。

3 活動団体募集および活動内容の基本的方針

- （1）谷戸田と樹林地及びその周辺の自然環境の再生・保全・活用を中心とした活動
- （2）活動を通して自然環境の豊かさ・多様性を市民に還元できる活動
- （3）原則として当該団体が自主財源（国や企業等からの補助金含む）で行うことができる活動

4 想定される活動、行為

里山的環境整備の手法による環境保全活動や、長坂緑地の維持管理に寄与する活動、市民の皆様に保全した自然環境と触れ合う機会を提供する活動などを想定しています。

- （1）水田や樹林地の再生・環境保全活動、利用者の安全性向上のための施設整備
 - ・水田再生、樹林地管理、緑地内の維持管理、歩道の整備など
- （2）稲や竹木の間伐材を利用した活動
 - ・わら・竹細工、枝葉や間伐材を使った木工細工、クラフトなどの市民体験
- （3）自然体験イベント
 - ・自然環境の学習体験・観察会、自然空間を利用した子どもや大人の自然ふれあい体験、自然の中での健康増進体験

5 導入を避けたい活動の例

一般利用者が訪れる都市公園としての様々な制約や、市の里山的環境保全・活用事業との適合性などの観点から、以下の行為を主目的とした活動は募集対象外とします。また、本事業と関係ない活動、エリア外の活動、単発のイベント開催活動も今回の募集対象外となります。

- （1）法規等で制約のある活動
 - ・火器の使用、宿泊を伴う活動、活動で発生する材や収穫物の販売
- （2）環境や周辺地域への負荷
 - ・農薬の使用、地域性外来生物の移入、大規模音響・照明設備の使用
- （3）都市公園機能との整合性
 - ・畑による作物づくり、動物の飼育、一般利用者にとって危険のある施設の整備
- （4）里山的環境保全との適合性
 - ・自動車・バイク・自転車の乗入れ、ドローン等の無線飛行物の使用、サバイバルゲーム

6 活動団体の分類と団体募集の範囲

里山的環境保全・活用を目的とし、土地の形質変更、竹木の伐採、施設設置など現状変更を伴う活動を行う活動団体を「整備団体」とし、年間を通じた定期的なイベントでの場所利用のみの活動団体は「利用団体」とします。

7 法的根拠

都市公園法・横須賀市都市公園条例に基づく公園施設設置許可、行為許可

8 活動費

民官連携里山エリアにおける活動にかかる費用はすべて活動団体の負担とします。

イベント参加料を徴収し、かつ実費を超える利益が発生する場合は、公園使用料を徴収します。

9 資格、条件

以下のいずれかを満たす団体

- ① 法人または法人のグループ
- ② 3人以上の構成員から成り、団体の意思を決定し、執行する組織が確立している団体
- ③ 法人と②の任意団体で組織されたグループ

10 スケジュール

令和4年 9月～10月	活動団体募集要項の公表、活動団体募集開始 現地見学会の開催、活動団体の選考
11月	活動団体の決定
令和5年 1月～3月	令和5年度以降の活動内容の調整・活動計画の策定 ※調整の結果、当初の予定通り活動できない場合もあります（辞退も可）
4月～	活動実施期間（令和9年3月までの4年間）

11 協議会への参加

活動団体は「(仮)長坂緑地里山活動推進協議会」の会員とし、整備団体は議決権をもつ正会員、利用団体は議決権をもたない準会員とします（別紙参照）。